

いじめ防止等のための基本方針

平成31年4月1日改訂
羽後町立高瀬小学校

I いじめ問題に対する本校の基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある、決して許されない行為である。いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識（下記①から⑦）を全教職員で共有する。また、すべての児童を、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を明確にして取り組んでいく。

- ①いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

II いじめ対策のための校内組織の設置

校長、教頭、該当担任、生徒指導主事、養護教諭からなる、いじめ防止等の対策のための校内組織（いじめ対策委員会）を設置し、主に下記項目について実践していく。また、いじめ問題は、保護者他関係者との連携を図ることが肝要であることから、本組織が核となり外部と適切かつ迅速に対処していく。

- ①いじめの早期発見に関すること。（アンケート調査、教育相談等の計画）
- ②いじめ防止に関すること。
- ③いじめ事案に対する対応に関すること。
- ④いじめが心身に及ぼす影響、その他いじめ問題に関する児童の理解を深める。

III 具体的な取組

1 未然防止のために

いじめ問題においては、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組んでいく。具体的には下記事項において実践していく。

(1) 学級経営の充実

- ・子ども一人一人のよさが発揮され、互いを認め合う学級づくりを進める。
- ・学級のルールや規範をしっかりと守ることができる子どもに育てる。
- ・子どもの自発的、自治的活動を保障し、規律と活気のある学級にする。

(2) 授業中における生徒指導の充実

- ・1人1人が「できた、わかった」という実感を持てるように楽しい授業、分かる授業を目指す。

- ・少人数であることを生かし、個別指導を充実させ、学年に応じた学力を保障する。
- (3) 道徳教育の充実
- ・道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。
 - ・全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。
 - ・いじめを題材とした教材を取り上げることを指導計画に位置付け、いじめを許さない心情を深める授業を工夫する。
- (4) 体験活動の充実
- ・児童が他者や社会、自然との直接的なかかわりの中で自己と向き合うことで、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自らが気づき発見し、体得できるようにする。
 - ・年間指導計画に適切に位置付け、発達段階に応じた体験活動を体系的に展開していく。
- (5) 縦割り班活動の実施
- ・小規模校、特別支援学級を有していることを生かし、縦割り活動を充実させていく。下学年など他者を慈しむ心、気遣う心、上学年から教えてもらうことのよさなどを体感させていく。
 - ・縦割り班活動のなかで、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。
- (6) 保護者や地域への働きかけ
- ・授業参観や学校・学年だより等による広報活動によりいじめ未然防止策や対応についての啓発を行う。
 - ・個人面接や家庭訪問等で指導方針についての情報を提供し、意見交換していく。

2 早期発見のために

いじめの早期発見は、いじめへの適切な対応の前提となるものであり、周囲の大人達が組織的な連携体制を組み、児童のわずかな変化にも気付く力を高めていく。学級担任、養護教諭、生徒指導主事、管理職がそれぞれの立場で子どもの生活の異状の有無を確認していく。

(1) 日常の観察

- ・休み時間や昼休みも含めて、教職員が児童と共に過ごす機会を積極的に設けていき、いじめの早期発見に努める。
- ・教職員が積極的に声かけをしていき、担任以外でも気軽に相談しやすい環境をつくっていく。

(2) 各種調査の実施

- ・定期的に「心と体の健康チェック」を実施し、結果をもとに、一人一人の児童と直接話をして、思いをくみ取る。
- ・全校児童のインターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、児童に情報モラル教育をするなどして迅速に対応する。
- ・教育相談を通じた学級担任による児童からの聞き取り調査を年2回実施する。

(3) ノート・日記指導

- ・個人ノートや日記などから交友関係や悩み等を把握する。

3 いじめ問題への対応について

いじめが認知された場合、直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめ対策委員会が中心となり、いじめたとされる児童に対して事実を確認した上で適切に指導していく。

(1) 「いじめ対策マニュアル」に従い、組織として対応していく。(別紙)

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

- ・いじめ行為が「いつ、だれから、どのような態様」であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどんな問題があったか、学校教職員がどのように対応したかなどの事実関係を明確にしていく。

(3) 指導体制，方針の決定

- ・教育委員会，関係機関との連絡調整を密に行う。

(4) 保護者との連携

- ・いじめ事案解消のための具体的な対策について丁寧に説明する。
- ・保護者の協力を求め，学校との指導連携について十分協議する。

(5) いじめ発生後の対応

- ・継続的に指導・支援を行う。
- ・必要に応じて学校カウンセラーを活用し，子どもの心の安定を図る。
- ・心の教育，命の教育の充実を図る。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- ① いじめにより児童等の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ② いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし，一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ③ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合
（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) 重大事態への対処

- ① 重大事態が発生した旨を，町教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上，当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として，事実関係を明確にするための調査を実施するとともに，関係諸機関との連携を適切にとる。
- ④ 上記調査結果については，いじめを受けた児童・保護者に対し，事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(3) 出席停止制度による対応

- ・出席停止期間中の児童生徒に対する具体的指導について組織で対応する。

5 学校評価の実施

学校評価において，いじめ問題への取組等について自己評価を行うとともに，その結果を町教育委員会へ報告する。